

## 第103期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

①個別注記表（計算書類の注記）

②連結注記表（連結計算書類の注記）

（平成25年4月1日から）  
（平成26年3月31日まで）

株式会社 **広島銀行**

## ①個別注記表（計算書類の注記）

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 重要な会計方針

#### 1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

#### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、運用目的の金銭の信託については時価法、運用目的以外の金銭の信託については、上記(1)と同じ方法により行っております。

#### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

#### 4. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

|       |         |
|-------|---------|
| 建 物   | 22年～50年 |
| そ の 他 | 3年～20年  |

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年・10年）に基づいて償却しております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

#### 5. 繰延資産の処理方法

社債発行費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

#### 6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

#### 7. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る

債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は29,629百万円であります。

## (2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

## (3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

|          |  |
|----------|--|
| 過去勤務費用   | その発生年度において全額費用処理   |
| 数理計算上の差異 | 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理 |

## (4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

## (5) ポイント引当金

ポイント引当金は、クレジットカード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、クレジットカード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当事業年度末における将来使用見込額を計上しております。

## 8. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

## 9. ヘッジ会計の方法

### (1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

### (2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報

告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

#### 10. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

#### 表示方法の変更

前事業年度において「その他資産」の「その他の資産」に含めていた「前払年金費用」は、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第63号平成25年9月27日)により改正された「銀行法施行規則(昭和57年大蔵省令第10条)別紙様式」を適用し、当事業年度より独立掲記しております。

なお、前事業年度において、「その他の資産」に含めていた「前払年金費用」は29,581百万円であります。

#### 追加情報

(従業員持株E S O P信託)

当行は、平成23年5月13日開催の取締役会決議に基づいて、同年6月1日に従業員インセンティブ・プラン「従業員持株E S O P信託」(以下、「E S O P信託」という。)を導入しました。

E S O P信託による当行株式の取得・処分については、当行がE S O P信託の債務を保証しており、経済的実態を重視し、当行とE S O P信託は一体であるとする会計処理を行っております。従って、E S O P信託が所有する当行株式やE S O P信託の資産及び負債並びに費用及び収益については貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書に含めて計上しております。

## 注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 13,954百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,700百万円、延滞債権額は54,303百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は2,534百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は32,350百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は90,888百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、26,582百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

|             |            |
|-------------|------------|
| 担保に供している資産  |            |
| 有価証券        | 483,592百万円 |
| その他資産       | 18百万円      |
| 担保資産に対応する債務 |            |
| 預金          | 1,495百万円   |
| 債券貸借取引受入担保金 | 192,120百万円 |
| 借入金         | 25,010百万円  |

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券64,599百万円を差し入れております。また、その他の資産には、保証金2,405百万円が含まれております。

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した買入外国為替等の額面金額は、4百万円であります。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,445,307百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,386,120百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

|                     |   |
|---------------------|---|
| 再評価を行った年月日          | 平成10年3月31日  |
| 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 | 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める、地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出。 |

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

- |  |           |
|--|-----------|
|  | 32,437百万円 |
| 10. 有形固定資産の減価償却累計額   | 45,706百万円 |
| 11. 有形固定資産の圧縮記帳額   | 12,798百万円 |
| 12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金53,000百万円が含まれております。          |           |
| 13. 社債には、劣後特約付社債10,000百万円が含まれております。  |           |
| 14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は35,072百万円であります。 |           |
| 15. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、車両運搬具の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。         |           |
| 16. 関係会社に対する金銭債権総額   | 10,229百万円 |
| 17. 関係会社に対する金銭債務総額   | 15,288百万円 |

（損益計算書関係）

1. 関係会社との取引による収益
- |                      |        |
|----------------------|--------|
| 資金運用取引に係る収益総額        | 113百万円 |
| 役務取引等に係る収益総額         | 472百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る収益総額 | 27百万円  |
- 関係会社との取引による費用
- |                     |          |
|---------------------|----------|
| 資金調達取引に係る費用総額       | 791百万円   |
| 役務取引等に係る費用総額        | 2,005百万円 |
| その他の取引に係る費用総額（営業経費） | 930百万円   |
2. 「その他の経常費用」には、睡眠預金払戻損失引当金繰入による損失1,243百万円及び貸出債権売却等による損失1,114百万円を含んでおります。

（株主資本等変動計算書関係）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

|      | 当事業年度<br>期首株式数 | 当事業年度<br>増加株式数 | 当事業年度<br>減少株式数 | 当事業年度末<br>株式数 | 摘要  |
|------|----------------|----------------|----------------|---------------|-----|
| 自己株式 |                |                |                |               |     |
| 普通株式 | 5,362          | 24             | 1,128          | 4,259         | (注) |
| 合計   | 5,362          | 24             | 1,128          | 4,259         |     |

(注) 増加は単元未満株式の買取によるものであり、減少はE S O P信託による当行株式の当行従業員持株会への売却909千株、新株予約権の権利行使による譲渡217千株及び単元未満株式の買増請求2千株によるものであります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、「預け金」中の譲渡性預け金及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成26年3月31日現在）

|          | 当事業年度の損益に含まれた評価差額<br>(百万円) |
|----------|----------------------------|
| 売買目的有価証券 | △ 2                        |

2. 満期保有目的の債券（平成26年3月31日現在）

該当ありません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成26年3月31日現在）

|            | 貸借対照表計上額<br>(百万円) | 時価<br>(百万円) | 差額<br>(百万円) |
|------------|-------------------|-------------|-------------|
| 子会社・子法人等株式 | —                 | —           | —           |
| 関連法人等株式    | —                 | —           | —           |
| 合計         | —                 | —           | —           |

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

|            | 貸借対照表計上額 (百万円) |
|------------|----------------|
| 子会社・子法人等株式 | 1,309          |
| 関連法人等株式    | 12,645         |
| 合計         | 13,954         |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券（平成26年3月31日現在）

|                      | 種類  | 貸借対照表計上額<br>(百万円) | 取得原価<br>(百万円) | 差額<br>(百万円) |
|----------------------|-----|-------------------|---------------|-------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの  | 株式  | 65,974            | 34,817        | 31,157      |
|                      | 債券  | 1,268,032         | 1,258,442     | 9,589       |
|                      | 国債  | 982,921           | 979,213       | 3,707       |
|                      | 地方債 | 139,777           | 136,498       | 3,278       |
|                      | 社債  | 145,333           | 142,730       | 2,602       |
|                      | その他 | 165,403           | 158,959       | 6,444       |
|                      | 小計  | 1,499,410         | 1,452,219     | 47,191      |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 株式  | 24,156            | 27,742        | △ 3,585     |
|                      | 債券  | 165,317           | 165,693       | △ 375       |
|                      | 国債  | 145,401           | 145,667       | △ 266       |
|                      | 地方債 | 3,103             | 3,108         | △ 5         |
|                      | 社債  | 16,812            | 16,917        | △ 104       |
|                      | その他 | 288,176           | 291,609       | △ 3,433     |
|                      | 小計  | 477,651           | 485,046       | △ 7,394     |
| 合計                   |     | 1,977,062         | 1,937,266     | 39,796      |

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

|     | 貸借対照表計上額 (百万円) |
|-----|----------------|
| 株式  | 4,053          |
| その他 | 0              |
| 合計  | 4,053          |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度において、非上場株式について39百万円減損処理を行っております。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)  
該当ありません。
6. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

|     | 売却額<br>(百万円) | 売却益の合計額<br>(百万円) | 売却損の合計額<br>(百万円) |
|-----|--------------|------------------|------------------|
| 株式  | 23,294       | 1,447            | 1,005            |
| 債券  | 1,485,466    | 7,010            | 7,550            |
| 国債  | 1,428,046    | 6,233            | 7,194            |
| 地方債 | 36,950       | 531              | 127              |
| 社債  | 20,469       | 245              | 227              |
| その他 | 629,042      | 11,765           | 12,261           |
| 合計  | 2,137,803    | 20,223           | 20,817           |

7. 保有目的を変更した有価証券  
該当ありません。
8. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券 (時価を把握することが極めて困難なものを除く) のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理 (以下、「減損処理」という。) しております。

当事業年度における減損処理額は、34百万円 (うち、株式1百万円、債券33百万円) であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当決算日において時価が取得原価に対して50%以上下落している銘柄をすべて、また30%以上50%未満下落している銘柄のうち債務者区分等を勘案し、必要と認められる銘柄を著しく下落したと判断しております。なお、著しく下落した場合であっても、回復する見込みがあると認められる銘柄については、減損処理を行っておりません。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託 (平成26年3月31日現在)  
該当ありません。
2. 満期保有目的の金銭の信託 (平成26年3月31日現在)  
該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成26年3月31日現在）

|           | 貸借対照表<br>計上額<br>(百万円) | 取得原価<br>(百万円) | 差額<br>(百万円) | うち貸借対照表<br>計上額が取得原価<br>を超えるもの<br>(百万円) | うち貸借対照表<br>計上額が取得原価<br>を超えないもの<br>(百万円) |
|-----------|-----------------------|---------------|-------------|--|---|
| その他の金銭の信託 | 156                   | 156           | —           | —                                      | —                                       |

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

|          |            |
|----------|------------|
| 貸倒引当金    | 20,590百万円  |
| 有価証券評価損  | 1,338百万円   |
| 減価償却     | 1,118百万円   |
| その他      | 5,937百万円   |
| 繰延税金資産小計 | 28,985百万円  |
| 評価性引当額   | △ 2,971百万円 |
| 繰延税金資産合計 | 26,014百万円  |

繰延税金負債

|               |             |
|---------------|-------------|
| 退職給付引当金       | △ 3,896百万円  |
| 退職給付信託設定益・解除益 | △ 875百万円    |
| その他有価証券評価差額金  | △ 12,636百万円 |
| 繰延税金負債合計      | △ 17,409百万円 |
| 繰延税金資産の純額     | 8,605百万円    |

2. 「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。これに伴い、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異にかかる繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の38%から36%となります。この税率変更により、繰延税金資産は362百万円減少し、繰延ヘッジ損益は0百万円、法人税等調整額は361百万円それぞれ増加しております。再評価に係る繰延税金負債は0百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

(1株当たり情報)

|                     |         |
|---------------------|---------|
| 1株当たりの純資産額          | 565円50銭 |
| 1株当たりの当期純利益金額       | 36円18銭  |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 | 36円13銭  |

## ②連結注記表（連結計算書類の注記）

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 会計処理基準に関する事項

#### (1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

#### (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、運用目的の金銭の信託については時価法、運用目的以外の金銭の信託については、上記(イ)と同じ方法により行っております。

#### (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

#### (4) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

|       |         |
|-------|---------|
| 建 物   | 22年～50年 |
| そ の 他 | 3年～20年  |

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年・10年）に基づいて償却しております。

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外の場合は零としております。

#### (5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、

以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は29,629百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 役員退職慰労引当金の計上基準

連結される子会社及び子法人等の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(7) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(8) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、クレジットカード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、クレジットカード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当連結会計年度末における将来使用見込額を計上しております。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

|          |   |
|----------|---|
| 過去勤務費用   | その発生年度において全額費用処理  |
| 数理計算上の差異 | 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から損益処理 |

なお、国内の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(10) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(11) リース取引の処理方法

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

## (12) 重要なヘッジ会計の方法

### (イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

### (ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

## (13) 消費税等の会計処理

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 会計方針の変更

（会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更）

（「連結財務諸表に関する会計基準」等の適用）

「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成23年3月25日）等を、当連結会計年度から適用し、エイチビー・アセット・ファンディング・コーポレーションを新たに子会社としております。但し、同社は総資産、売上高、損益、利益剰余金その他の項目からみて、重要性が乏しいことから非連結子会社としております。よって当連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

（「退職給付に関する会計基準」等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下、「退職給付適用指針」という。）を、当連結会計年度末より適用し（ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く）、当連結会計年度末から、退職給付債務と年金資産の額の差額を退職給付に係る資産として計上しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過措置に従っており、当連結会計年度末において、税効果調整後の未認識数理計算上の差異をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額として計上しております。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る資産が34,395百万円及び退職給付に係る負債が23百万円計上されております。また、繰延税金資産が1,272百万円減少し、その他の包括利益累計額が2,262百万円増加しております。

## 追加情報

（従業員持株E S O P信託）

当行は、平成23年5月13日開催の取締役会決議に基づいて、同年6月1日に従業員インセンティブ・プラン「従業員持株E S O P信託」（以下、「E S O P信託」という。）を導入しました。

E S O P信託による当行株式の取得・処分については、当行がE S O P信託の債務を保証しており、経

済的実態を重視し、当行とE S O P信託は一体であるとする会計処理を行っております。従って、E S O P信託が所有する当行株式及びE S O P信託の資産及び負債並びに費用及び収益については連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書に含めて計上しております。

## 注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社株式及び出資金を除く） 10,932百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,700百万円、延滞債権額は54,303百万円であります。  
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は2,534百万円であります。  
 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は32,350百万円であります。  
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は90,888百万円であります。  
 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、26,582百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。
 

|             |            |
|-------------|------------|
| 担保に供している資産  |            |
| 有価証券        | 483,592百万円 |
| その他資産       | 18百万円      |
| 担保資産に対応する債務 |            |
| 預金          | 1,495百万円   |
| 債券貸借取引受入担保金 | 192,120百万円 |
| 借入金         | 25,010百万円  |

 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券64,599百万円を差し入れております。また、その他資産には、保証金2,420百万円が含まれております。  
 なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した買入外国為替の額面金額は、4百万円であります。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,445,307百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,386,120百万円あります。  
 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた

融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

|                     |   |
|---------------------|---|
| 再評価を行った年月日          | 平成10年3月31日  |
| 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 | 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める、地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出。 |

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 32,437百万円

- |                    |           |
|--------------------|-----------|
| 10. 有形固定資産の減価償却累計額 | 45,733百万円 |
| 11. 有形固定資産の圧縮記帳額   | 12,798百万円 |
12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金53,000百万円が含まれております。
13. 社債には、劣後特約付社債10,000百万円が含まれております。
14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は35,072百万円であります。
15. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、車両運搬具の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

（連結損益計算書関係）

1. 「その他の経常費用」には、貸出金償却6,986百万円、株式等売却損1,311百万円、睡眠預金払戻損失引当金繰入による損失1,243百万円及び貸出債権売却等による損失1,124百万円を含んでおります。

（連結株主資本等変動計算書関係）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

|       | 当連結会計年度<br>期首株式数 | 当連結会計年度<br>増加株式数 | 当連結会計年度<br>減少株式数 | 当連結会計年度末<br>株式数 | 摘要  |
|-------|------------------|------------------|------------------|-----------------|-----|
| 発行済株式 |                  |                  |                  |                 |     |
| 普通株式  | 625,266          | —                | —                | 625,266         |     |
| 合計    | 625,266          | —                | —                | 625,266         |     |
| 自己株式  |                  |                  |                  |                 |     |
| 普通株式  | 5,416            | 24               | 1,128            | 4,313           | (注) |
| 合計    | 5,416            | 24               | 1,128            | 4,313           |     |

(注) 増加は単元未満株式の買取によるものであり、減少はE S O P信託による当行株式の当行従業員持株会への売却909千株、新株予約権の権利行使による譲渡217千株及び単元未満株式の買増請求2千株によるものであります。

## 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

| 区分 | 新株予約権の内訳            | 新株予約権の目的となる株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) |           |           |          | 当連結会計年度末残高(百万円) | 摘要 |
|----|---------------------|------------------|--------------------|-----------|-----------|----------|-----------------|----|
|    |                     |                  | 当連結会計年度期首          | 当連結会計年度増加 | 当連結会計年度減少 | 当連結会計年度末 |                 |    |
| 当行 | ストック・オプションとしての新株予約権 |                  |                    | —         |           |          | 287             |    |
|    | 合計                  |                  |                    | —         |           |          | 287             |    |

## 3. 配当に関する事項

### (1) 当連結会計年度中の配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額           | 1株当たり配当額 | 基準日        | 効力発生日       |
|----------------------|-------|------------------|----------|------------|-------------|
| 平成25年6月26日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 1,859百万円<br>(注1) | 3.0円     | 平成25年3月31日 | 平成25年6月27日  |
| 平成25年11月8日<br>取締役会   | 普通株式  | 2,171百万円<br>(注2) | 3.5円     | 平成25年9月30日 | 平成25年12月10日 |

- (注) 1. 配当金の総額には、E S O P信託に対する配当金10百万円を含めておりません。これはE S O P信託が所有する当行株式を自己株式として認識しているためです。
2. 配当金の総額には、E S O P信託に対する配当金10百万円を含めておりません。これはE S O P信託が所有する当行株式を自己株式として認識しているためです。

### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

平成26年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額   | 配当の原資 | 1株当たり配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|----------|-------|----------|------------|------------|
| 平成26年6月26日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 2,794百万円 | 利益剰余金 | 4.5円     | 平成26年3月31日 | 平成26年6月27日 |

- (注) 配当金の総額には、E S O P信託に対する配当金10百万円を含めておりません。これはE S O P信託が所有する当行株式を自己株式として認識しているためです。

## (金融商品関係)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当行及びグループ会社（以下、「当行」という。）は、銀行業務を中心に、金融商品取引、信用保証、リース、クレジットカード等の金融サービスを提供しております。これらの業務のうち、中核をなす銀行業務においては、預金の受け入れによる資金調達、貸出金や有価証券投資による資金運用を行っております。当行が保有する金融資産及び金融負債は金利変動、為替変動及び価格変動を伴うことから、こうした変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合管理（ALM）を行っており、その一環として、デリバティブ取引も行っております。また、お客さまへのリスクヘッジ手段の提供を目的としたデリバティブ取引も行っております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主として国内の取引先及び個人に対する貸出金であり、貸出先の信用状態の悪化等によってもたらされる信用リスクに晒されております。また、有価証券は、主に株式、債券、及び投資信託であり、満期保有目的、純投資目的及び取引先との間の良好な関係を構築又は維持するために保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金、社債及びコマーシャル・ペーパーは、一定の環境の下で当行が市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引には、取引先の金融ニーズに基づく為替予約や通貨スワップ等、及びALMの一環として行う金利スワップ等があり、金利・為替などの市場変化により損失が発生する市場リスクや取引相手方の破綻等により当初の契約どおりに取引が履行されなくなる信用リスク（カウンター・パーティーリスク）に晒されております。このうちALMの一環として行う金利スワップ等は、これらをヘッジ手段として、ヘッジ対象である貸出金に関わる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジの有効性の評価方法は、実務指針等に定められた方法により評価しております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスクの管理

信用リスクとは、信用供与先の信用状態の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクのことです。

##### (審査体制)

当行では、営業店が採り上げる主要な貸出案件について、営業部門とは独立した審査部門が、厳正な審査を行う体制となっております。審査部門では、業種毎に審査ラインを設けて対応しているほか、お取引先企業の財務内容を健全化し、企業再生を実現するための専担ラインを設けており、お取引先の経営改善支援の取り組みにも力を注いでおります。

貸出案件の採り上げに当たっては、取締役会が定めた「与信基本原則規程」に基づき、法令や公序良俗に反する案件を排除することはもちろん、資金使途や返済原資、保証や担保等を十分確認するほか、収益性や公共性の観点からも慎重な検討を行っております。

また、お客さまからのお借入条件の変更等のお申込みについては、同様に取締役会が定めた「金融円滑化管理に関する基本方針」に基づき、お客さまの実態に合わせた真摯な対応を行っております。審査においては財務諸表等の表面的計数や特定の業種であることのみに基づく機械的・画一的な判断を行わない等、お客さまのニーズ・悩みを共有し、創意工夫するなかで、適切かつ迅速な審査を行うこととしています。

審査体制の充実・強化については、個別与信管理の中で企業の信用力の適切な把握に努めているほか、様々な研修等により行員の審査能力向上を図る等、継続的に取り組んでおります。

##### (信用格付制度をベースとしたリスク管理)

貸出金の信用リスクを客観的に把握するため、当行では信用格付制度を導入し、お取引先の信用力格差を財務データ等に基づき12段階に細分化して、その変化を継続的に把握しております。また、

格付に基づく信用リスクの計量化を実施し、貸出資産における信用リスクの状況の把握や資本配賦運営等に活用しております。

さらに、格付別のデフォルト率やデフォルト先からの回収実績等、信用リスクの計量化に必要なデータを蓄積・整備するとともに、高度な計量化手法を導入し、より精緻にリスク量を把握するよう努めております。

(資産の自己査定)

信用格付制度の運営と並行して、毎年度行う資産の自己査定により、貸出等の資産内容の健全性を厳しくチェックしております。具体的には、営業店で融資先の財務状況に基づき査定した結果について、その妥当性を本店の審査部門でチェックしております。さらに、リスク統括部が主要なものを抽出し、再度、その妥当性と正確性を厳格に検証するとともに、監査部門がプロセス監査を実施しております。この自己査定に基づいて、回収ができないと合理的に見込まれるものは、全額引当処理（当該連結会計年度の損失として計上すること）を行い、資産の内容を常に健全な状態に保っております。

## ② 市場リスクの管理

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクのことです。

当行では、有価証券だけでなく、預貸金等を含めた資産負債総合管理（ALM）の充実・強化を図ることによって金利をはじめとする市場リスクをコントロールし、収益の安定化を図っております。ALMに基づく分析・シミュレーション結果は、経営計画策定上の重要な判断要素として毎年度の経営方針に反映しております。

また、市場リスクの管理を厳格に実施するため、リスク量の限度額等を設定するとともに、ヘッジ方針や資産価値が減少した場合の報告・協議ルール等を定め、市場の動きに迅速かつ適切に対応し、収益の安定化を図る体制を構築しております。限度額等の遵守状況は、ポジション額、リスク量、損益状況等の主要な計数とともに日次で管理しております。

また、時価主義会計に的確に対応して、保有目的区分に基づく厳正な会計処理を行い、市場価格の変動を適切に財務内容に反映しております。

(トレーディング勘定のリスク管理)

トレーディング勘定（有価証券及びオフバランス取引において、短期的な売買差益やお客さまの依頼に基づく取次等を目的とした取引）については、バンキング勘定（預貸金取引及び投資有価証券取引とそれに関連する取引）との性格の違いから、特別な管理を行っております。当行では特定取引勘定を設置し、時価に基づく透明な会計処理を実施して管理強化を図っております。自己ポジションによるディーリングについては、ポジション枠やロスカット等に関する厳格なルールの下で、限定的なポジションでの運営に努めているほか、対顧客取引については、原則として銀行間市場でフルカバーをとることにより、スクエアポジションでの運営を実施しております。

## ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出等により、資金繰りがつかなくなる場合や、通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされること等により損失を被るリスクのことです。

当行では、綿密な資金計画に基づくポジション管理により、資金調達可能額に対して常に余裕を持った資金繰り運営を行っております。また、厳格な資金繰り運営を行うために、毎年度、市場調達額が過大とならないように一定の限度枠を設けているほか、短期間に資金化できる流動性資産を一定水準以上保有することを定めるとともに、資金繰り状況に応じた対応を定めております。

さらに、資金繰り及び流動性リスクの状況や資金繰りに影響を与える事項についてモニタリングを行い、不測の事態が発生した場合も迅速かつ的確に対応する体制を整備しております。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、「連結貸借対照表計上額」の重要性の乏しい科目については、記載を省略しております。また、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等については、次表に含めておりません（注2）参照）。

（単位：百万円）

|                         | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時価        | 差額      |
|-------------------------|----------------|-----------|---------|
| <b>資 産</b>              |                |           |         |
| (1) 現金預け金               | 197,940        | 197,940   | —       |
| (2) コールローン及び買入手形        | 13,989         | 13,989    | —       |
| (3) 買入金銭債権              | 4,702          | 4,702     | —       |
| (4) 特定取引資産（*2）          |                |           |         |
| 売買目的有価証券                | 853            | 853       | —       |
| (5) 金銭の信託               | 156            | 156       | —       |
| (6) 有価証券                |                |           |         |
| 満期保有目的の債券               | —              | —         | —       |
| その他有価証券                 | 1,971,137      | 1,971,137 | —       |
| (7) 貸出金                 | 4,804,602      |           |         |
| 貸倒引当金（*1）               | △ 31,990       |           |         |
|                         | 4,772,611      | 4,887,076 | 114,464 |
| <b>資産計</b>              | 6,961,391      | 7,075,855 | 114,464 |
| <b>負 債</b>              |                |           |         |
| (1) 預金                  | 6,185,611      | 6,186,329 | 717     |
| (2) 譲渡性預金               | 165,954        | 165,991   | 36      |
| (3) コールマネー及び売渡手形        | 38,009         | 38,009    | —       |
| (4) 債券貸借取引受入担保金         | 192,120        | 192,120   | —       |
| (5) 借入金                 | 99,724         | 102,118   | 2,394   |
| (6) 社債                  | 50,000         | 51,071    | 1,071   |
| <b>負債計</b>              | 6,731,420      | 6,735,641 | 4,220   |
| <b>デリバティブ取引（*1）（*3）</b> |                |           |         |
| ヘッジ会計が適用されていないもの        | 1,328          | 1,328     | —       |
| ヘッジ会計が適用されているもの         | (2,262)        | (2,262)   | —       |
| <b>デリバティブ取引計</b>        | (934)          | (934)     | —       |

（\*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、デリバティブに対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

（\*2）特定取引資産には、デリバティブ取引は含めておりません。

（\*3）特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

## (注1) 金融商品の時価の算定方法

### 資産

#### (1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、満期のある預け金についても、約定期間が短期間であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### (2) コールローン及び買入手形

コールローン及び買入手形については、約定期間が短期間であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### (3) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、優先劣後等のように質的に分割されており保有者が複数であるような信託受益権については、取引金融機関から提示された価格によっております。それ以外のものについては、約定期間が短期間であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### (4) 特定取引資産

特定取引目的で保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

#### (5) 金銭の信託

金銭の信託のうち、外部格付を有するものは、元利金の合計額を期間ごとの外部格付別平均利回りで割り引いて時価を算定しております。それ以外のものについては、信託財産構成物が満期のない預け金から構成されており、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### (6) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格、公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

#### (7) 貸出金

貸出金については、貸出商品の種類、貸出金利の種類、一定の期間及び内部格付に基づく区分ごとに、将来キャッシュ・フローを同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定(\*)しております。

(\*) 金利スワップ等の特例処理の対象とされた長期貸出金の時価については、金利スワップ等の時価(「デリバティブ取引」参照)を当該長期貸出金の時価に加算して算出しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

## 負債

### (1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、預金商品の種類、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

### (3) コールマネー及び売渡手形、及び(4) 債券貸借取引受入担保金

これらは、約定期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### (5) 借入金

借入金については、調達の種類ごとに、将来キャッシュ・フローを同様の新規調達を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。また、約定期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### (6) 社債

当行の発行する社債の時価は、取引金融機関から提示された価格によっております。

## デリバティブ取引

金利関連取引及び通貨関連取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等によっております。クレジットデリバティブ取引については、取引先金融機関から提示された価額等によっております。

なお、金利スワップ等の特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期貸出金と一体として処理されているため、その時価は当該長期貸出金の時価に含めて記載しております（「資産 (7)」参照）。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、「資産(6) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

| 区分              | 連結貸借対照表計上額 |
|-----------------|------------|
| 非上場株式 (*1) (*2) | 14,985     |
| その他             | 0          |
| 合計              | 14,986     |

(\*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(\*2) 当連結会計年度において、非上場株式について39百万円減損処理を行っております。

## (有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、「現金預け金」中の譲渡性預け金及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

### 1. 売買目的有価証券（平成26年3月31日現在）

|          | 当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円） |
|----------|--------------------------|
| 売買目的有価証券 | △2                       |

### 2. 満期保有目的の債券（平成26年3月31日現在）

該当ありません。

3. その他有価証券（平成26年3月31日現在）

|                            | 種類  | 連結貸借対照表<br>計上額（百万円） | 取得原価<br>（百万円） | 差額<br>（百万円） |
|----------------------------|-----|---------------------|---------------|-------------|
| 連結貸借対照表計上額が<br>取得原価を超えるもの  | 株式  | 65,974              | 34,817        | 31,157      |
|                            | 債券  | 1,268,032           | 1,258,442     | 9,589       |
|                            | 国債  | 982,921             | 979,213       | 3,707       |
|                            | 地方債 | 139,777             | 136,498       | 3,278       |
|                            | 社債  | 145,333             | 142,730       | 2,602       |
|                            | その他 | 165,403             | 158,959       | 6,444       |
|                            | 小計  | 1,499,410           | 1,452,219     | 47,191      |
| 連結貸借対照表計上額が<br>取得原価を超えないもの | 株式  | 24,156              | 27,742        | △3,585      |
|                            | 債券  | 165,317             | 165,693       | △375        |
|                            | 国債  | 145,401             | 145,667       | △266        |
|                            | 地方債 | 3,103               | 3,108         | △5          |
|                            | 社債  | 16,812              | 16,917        | △104        |
|                            | その他 | 288,176             | 291,609       | △3,433      |
|                            | 小計  | 477,651             | 485,046       | △7,394      |
| 合計                         |     | 1,977,062           | 1,937,266     | 39,796      |

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）  
該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

|     | 売却額<br>（百万円） | 売却益の合計額<br>（百万円） | 売却損の合計額<br>（百万円） |
|-----|--------------|------------------|------------------|
| 株式  | 23,294       | 1,447            | 1,005            |
| 債券  | 1,485,466    | 7,010            | 7,550            |
| 国債  | 1,428,046    | 6,233            | 7,194            |
| 地方債 | 36,950       | 531              | 127              |
| 社債  | 20,469       | 245              | 227              |
| その他 | 629,042      | 11,765           | 12,261           |
| 合計  | 2,137,803    | 20,223           | 20,817           |

6. 保有目的を変更した有価証券  
該当ありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、34百万円（うち、株式1百万円、債券33百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当連結決算日において時価が取得原価に対して50%以上下落している銘柄をすべて、また30%以上50%未満下落している銘柄のうち債務者区分等を勘案し、必要と認められる銘柄を著しく下落したと判断しております。なお、著しく下落した場合であっても、回復する見込みがあると認められる銘柄については、減損処理を行っておりません。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託 (平成26年3月31日現在)  
該当ありません。
2. 満期保有目的の金銭の信託 (平成26年3月31日現在)  
該当ありません。
3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成26年3月31日現在)

|           | 連結貸借対照表計上額<br>(百万円) | 取得原価<br>(百万円) | 差額<br>(百万円) | うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの<br>(百万円) | うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの<br>(百万円) |
|-----------|---------------------|---------------|-------------|----------------------------------|-----------------------------------|
| その他の金銭の信託 | 156                 | 156           | —           | —                                | —                                 |

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
2. 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(税効果会計関係)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する連結会計年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。これに伴い、平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等にかかる繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の38%から36%となります。この税率変更により、繰延税金資産は365百万円減少し、その他有価証券評価差額金は0百万円、繰延ヘッジ損益は0百万円、法人税等調整額は364百万円それぞれ増加しております。再評価に係る繰延税金負債は0百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

(1株当たり情報)

|                     |         |
|---------------------|---------|
| 1株当たりの純資産額          | 576円88銭 |
| 1株当たりの当期純利益金額       | 36円88銭  |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 | 36円82銭  |

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名  
営業経費 107百万円
2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

|                        | 平成22年ストック・オプション       |
|------------------------|-----------------------|
| 付与対象者の区分及び人数           | 当行取締役 12名             |
| 株式の種類別のストック・オプションの数(注) | 普通株式 383,200株         |
| 付与日                    | 平成22年7月28日            |
| 権利確定条件                 | 権利確定条件は定めていない。        |
| 対象勤務期間                 | 対象勤務期間は定めていない。        |
| 権利行使期間                 | 平成22年7月29日～平成52年7月28日 |

|                        | 平成23年ストック・オプション       |
|------------------------|-----------------------|
| 付与対象者の区分及び人数           | 当行取締役 11名             |
| 株式の種類別のストック・オプションの数（注） | 普通株式 358,300株         |
| 付与日                    | 平成23年7月27日            |
| 権利確定条件                 | 権利確定条件は定めていない。        |
| 対象勤務期間                 | 対象勤務期間は定めていない。        |
| 権利行使期間                 | 平成23年7月28日～平成53年7月27日 |

|                        | 平成24年ストック・オプション       |
|------------------------|-----------------------|
| 付与対象者の区分及び人数           | 当行取締役 10名             |
| 株式の種類別のストック・オプションの数（注） | 普通株式 450,100株         |
| 付与日                    | 平成24年7月27日            |
| 権利確定条件                 | 権利確定条件は定めていない。        |
| 対象勤務期間                 | 対象勤務期間は定めていない。        |
| 権利行使期間                 | 平成24年7月28日～平成54年7月27日 |

|                        | 平成25年ストック・オプション       |
|------------------------|-----------------------|
| 付与対象者の区分及び人数           | 社外取締役以外の当行取締役 10名     |
| 株式の種類別のストック・オプションの数（注） | 普通株式 267,400株         |
| 付与日                    | 平成25年7月25日            |
| 権利確定条件                 | 権利確定条件は定めていない。        |
| 対象勤務期間                 | 対象勤務期間は定めていない。        |
| 権利行使期間                 | 平成25年7月26日～平成55年7月25日 |

（注）株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成26年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

|          | 平成22年<br>ストック・オプション | 平成23年<br>ストック・オプション | 平成24年<br>ストック・オプション | 平成25年<br>ストック・オプション |
|----------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 権利確定前（株） |                     |                     |                     |                     |
| 前連結会計年度末 | —                   | —                   | 450,100             | —                   |
| 付与       | —                   | —                   | —                   | 267,400             |
| 失効       | —                   | —                   | —                   | —                   |
| 権利確定     | —                   | —                   | 450,100             | —                   |
| 未確定残     | —                   | —                   | —                   | 267,400             |
| 権利確定後（株） |                     |                     |                     |                     |
| 前連結会計年度末 | 246,800             | 267,600             | —                   | —                   |
| 権利確定     | —                   | —                   | 450,100             | —                   |
| 権利行使     | 64,400              | 68,200              | 84,700              | —                   |
| 失効       | —                   | —                   | —                   | —                   |
| 未行使残     | 182,400             | 199,400             | 365,400             | —                   |

② 単価情報

|                | 平成22年<br>ストック・オプション | 平成23年<br>ストック・オプション | 平成24年<br>ストック・オプション | 平成25年<br>ストック・オプション |
|----------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 権利行使価格         | 1円                  | 1円                  | 1円                  | 1円                  |
| 行使時平均株価        | 425円                | 425円                | 425円                | —                   |
| 付与日における公正な評価単価 | 326円                | 322円                | 223円                | 410円                |

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成25年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法

ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及び見積方法

|              | 平成25年ストック・オプション |
|--------------|-----------------|
| 株価変動性 (注1)   | 30.737%         |
| 予想残存期間 (注2)  | 6.37年           |
| 予想配当 (注3)    | 6円/株            |
| 無リスク利子率 (注4) | 0.371%          |

(注) 1. 予想残存期間（6.37年）に対応する期間（平成19年3月から平成25年7月まで）の株価実績に基づき算定しております。

2. 過去の役員データにより、平均的な退任時期を見積もっています。

3. 平成25年3月期の配当実績

4. 予想平均残存期間に対応する国債の利回り

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

以上